

Title	国際関係理論と国際機構： 国際機構一般とEUの理論化に対する一考察
Sub Title	Theories of international relations and international organizations
Author	井上, 淳(Inoue, Jun)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2006
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.5 (2006. 5) ,p.223- 264
Abstract	
Notes	慶應EU研究会 研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060515-0223

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際関係理論と国際機構

——国際機構一般とEUの理論化に対する一考察——

井 上 淳

1. はじめに
2. 国際関係理論と国際機構
 - (1) 国際機構研究の盛衰
 - (2) 各学派と国際機構：ネオリアリズムとネオリベラル制度主義
 - (3) 各学派と国際機構：コンストラクティビズム
 - (4) ガバナンス・アプローチ
 - (5) まとめ
3. EUをめぐる諸理論
 - (1) 大理論から中範囲の理論へ
 - (2) ガバナンス、ネットワークの概念
 - (3) コンストラクティビズム「的」アプローチ
 - (4) 理論と実証の対立と国際政治経済学
 - (5) まとめ
4. おわりに

1. はじめに

冷戦終焉後、国際機構の活動が多くの分野で見受けられるようになった。国際機構は独自に意図や選好をもち、政策を策定・実行することによってその構成国たる主権国家に一定の影響力を行使しているようにも窺える。そのため、国際機構の活動を分析・評価することは、実証的には過去に比べて意義あることとなりつつある。ではその国際機構は、秩序や権力などについて考察する国

際政治や国際関係という学問においてどのように概念化されているのであろうか。本稿では、国際機構一般および地域的な国際機構の一つである欧州連合（European Union：EU）が国際関係理論においてどのように扱われているかを追究する¹⁾。

まず、次節（第2節）では国際関係理論の系譜のなかで国際機構一般がどのように議論に取り入れられてきたかを概観する。国際機構をどのように扱っているかという各学派の情報自体に敷衍することが本節の目的ではない。そのような「国際機構に対する理論史」については、数は少ないながらも既に存在している²⁾。また、国際関係理論には国際機構の実態に関する分析が欠如しているという指摘³⁾すらある現時点では、研究ノートとはいえ単なる理論史をたどるだけでは意味がない。ここでは、なぜ現状の国際関係理論では国際機構の実態に関する分析が欠如するのか、それを補うための手がかりはなにかを論じることに取り組みたい。

第3節では地域的な国際機構であるEUを取り上げて、EUと理論との関係を概観する。本稿のようにEUを国際機構として扱うことには議論がある。EUは国際機構に類推できない独特（*sui generis*）の政体であり、国際機構として扱うこと、ましてやEUから国際関係論を用いて知見を導き出そうとすることには難色を示す向きもある。冒頭で国際機構とEUとを対比させて理論との関係を議論する意図を敷衍した後、EUをめぐる理論の実情について考察する。各々の研究対象としての特徴から理論と実証の間に存在する溝を指摘し、それを乗り越える動向にも敷衍しながらEUを理論で扱う際の課題について考察を試みたい。

2. 国際関係理論と国際機構

本稿において「国際機構」とは常設の機構および要員と予算をもって活動している国際組織を指すものとし、そのようなものを伴わないレジームや一部の制度については議論の対象とはしていない。現実として国際機構が国際政治に

において主体的に行動しているように窺えるものを分析しその役割や意義の解明に取り組むためには、分析対象が行為主体として認識可能な実体をともなっていないと考えるからである⁴⁾。

なお、国際機構とレジームおよび一部の（機構的実体のない）国際制度とを区別する立場は、近年の国際機構（正確には国際制度）研究動向とも符合するものである。近年では、制度やレジーム⁵⁾と国連やEUのような国際機構とを区別する必要が指摘されるようになってきている⁶⁾。国際機構は国際政治上の行為主体となりうるが、一部の制度およびレジームはあくまで政府が交渉するアリーナとしての位置づけにとどまるというのである。

以上を根拠に、ここではレジーム論までサーベイ対象には広げずに、国際機構を分析対象に想定している（結果として分析対象におくことになる）各学派の議論のみを考察対象とする。

(1) 国際機構研究の盛衰

国際関係理論の系譜において、国際機構は常に主たる関心の対象であった訳ではない。

第2次世界大戦後しばらくは、国際連合（以下、国連と記述する）とその専門機関が研究対象として注目されていた。2度にわたる世界大戦の経験を経て創設されたこれらの国際機構が、国際平和あるいは所管分野の秩序形成に対してどのような役割を果たすかに関心が集まったのである。特にハマースホルト(Dag Hammarskjöld)が国連事務総長であった1950年代から1960年代冒頭にかけては、国連の各専門機関研究や国際機関の比較研究、安全保障理事会研究などといった国際機構研究がすすんだ。

しかしながら彼の死(1961年)を境に、コンゴにおける国連活動が失敗し、冷戦の影響下で常任理事国のもつ拒否権が安全保障理事会に機能不全をもたらし、スエズから国連平和維持軍が撤退する(1967年)など、その活動成果が芳しくなくなった。それにつれ、国際機構は研究対象としての主流から外れていった。

その一方で、欧州共同体（European Community：EC）をはじめとする地域的な国際機構が注目されるようになった。西ヨーロッパ諸国が石炭鉄鋼という部門に特化した統合を成功させてさらに関税同盟などを目指すようになると、国家を超えて協力・統合する国際統合のさきがけとして注目されたのである。しかしながらこのブームも、加盟国が事実上有する拒否権⁷⁾によって現実の統合が期待されたほど劇的には進まなくなるにつれ沈滞へと推移し、あわせて国際機構を対象にした研究も沈滞した⁸⁾。

その後は、国連や地域機構など常設機構やスタッフを擁する国際機構よりもソフトな取り決めをもつ制度やレジームなどが研究対象に取り上げられるようになった。特にレジームには多くの研究者の注目が集まった。この傾向は、後により形式的な制度つまりは国際機構に注目する必要性が謳われるまで、そして現実世界における国際機構の活動が再び活発化するまで続くことになった。

（2）各学派と国際機構：ネオリアリズムとネオリベラル制度主義

ここまでは国際関係論の系譜全体を鳥瞰しながら研究対象としての国際機構の盛衰に触れた。以降では個別の学派について見ていくこととする。

リアリズムは行為主体としては国家をそして分野としては安全保障を中心に議論を展開した。それに対してリベラリズムは、安全保障分野以外の政策領域に注目することによって、国際制度をはじめとする非国家的行為主体とその協調に注目する必要性を論じた⁹⁾。ところがウォルツ（Kenneth Waltz）は、科学的な理論という観点からそれまでのリアリズムやリベラリズムへの批判を展開し、構造的なリアリズム（ネオリアリズム）を体系化させた¹⁰⁾。

ウォルツは各国レベル（ユニット・レベル）に相違が見られるにもかかわらず国際政治において戦争や勢力均衡といった類似の現象が綿々と続くことに注目し、国際政治の理論はユニット・レベルではなくシステム・レベルに説明要素があるべきだと主張した。システム・レベルの構成要素である構造がユニット・レベルのバリエーションとは関係なく国家の行動に影響をもたらすとして¹¹⁾、その構造に働いている秩序原理にアナーキーを見出した。彼はこの秩序

原理と一様化されたユニット・レベルの諸前提にもとづいて、秩序維持（バランス・オブ・パワー）のメカニズムを論じた。

また、彼は議論の中で国境を越えた問題および国際制度（機構）についても触れており、この問題については国際制度による管理よりもごく少数の大国（究極的には2極）による管理の方が望ましいと敷衍していた¹²⁾。ウォルツが制度にも言及していたことは、後の理論家、特に国際機構の存在をもってネオリアリズム批判を展開する者に大きな反証作業（責任）を課すことになった。

ネオリアリズムの前提に則りながらもそれが重視しなかった制度の重要性を取り上げて議論したのが、コヘインらを中心とするネオリベラル制度主義であった¹³⁾。国家間の協調成立に対して否定的なネオリアリズムに対して、ネオリベラル制度主義はたとえば国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）、ECなどの国際機構・国際制度を通じてなされる現実の国家間協調に注目した。

ネオリベラル制度主義は、ネオリアリズムが前提とする3つの前提、すなわち、①国家が国際政治における主たる行為主体である、②国家が自己の利益に基づいて（利得・効用の最大化を目指して）合理的に行動する、③国益の衝突に直面する、という諸前提を共有しつつ（それらの前提があるゆえに）ネオリアリズムが導く結論とは異なる国家間協調（国家間の対立の解決）を導く制度を選択するのだとして、制度の役割を指摘した。新たに加えられた制度という要素が国家間交渉の際の取引コスト低下や情報共有に寄与して、国家の協働それ自体とそれによる互いの利得向上とが想定可能になると示唆したのである¹⁴⁾。

ネオリベラル制度主義に対しては、（それが理論的な議論の土台にした）ネオリアリストからまず批判があがった。たとえばミアシャイマー（John Mearsheimer）は、制度は国益の反映でしかなく政府の行動パターンに影響を与えることはほとんどないと指摘した¹⁵⁾。元々、ウォルツ自身は国家がアド・ホックに協力すること、つまり最低限の制度の必要性は認めていた。したがって、ネオリベラル制度主義がネオリアリズムの前提に立ちつつ議論したとしても、制度が重要となる局面をただ指摘するだけではネオリアリズムへの理

論的な論駁とはならないというのが、ネオリアリズム側の批判のポイントであった¹⁶⁾。ネオリアリストの批判に対応するためには、単に制度がある側面において重要であると指摘するだけでなく、どのように重要になるのかを示す必要が生じた。より具体的には、ネオリアリズムが想定していない事実、制度が独自に国家および他の（世界政治上）重要な主体の行動パターンに影響を与えるという事実およびそのプロセスを示す必要が生じたのである¹⁷⁾。

従来の国際制度（国際機構）研究ではなぜ制度（機構）が創設されたのかということについては精力的に研究され、その理由として取引コストや不完全情報の回避などが挙げられてきた。しかし、創設の後に実際どのような活動するのか、そしてそれが理論的にどのような示唆をもつのかということは検証されてこなかったということである¹⁸⁾。

類似の指摘は、ネオリアリズム以外の研究者からもなされていた。彼らは国際機構が独自の官僚機構などもつにもかかわらず単なる国家同士の交渉のアーナとして捉えられていると指摘し、国際機構を行為主体として捉える必要性を主張した¹⁹⁾。また、国際機構がいつも（国家間の協調といった）望ましい結果を生むというわけではなく、望ましくない成果——ときには自滅的な成果——を一度ならず生む可能性があるという点にも着目された。国際機構自体がどのような意思を持ち、行動し、その影響はどのようになるのかを検証する必要性が謳われるようになったのである²⁰⁾。

上のような指摘を受け、リベラル制度主義者はエージェンシー理論と委譲の概念とを援用することによって、政府と国際制度（国際機構）の関係を権限委譲のひとつとみなして理論的な修正を試みた²¹⁾。具体的には、まずエージェントである国際制度が有する権力や権威はプリンシパルである国家から委譲されたものだと位置づけることによって、国際制度の基本的な特徴を国益の観点から説明することは可能であると認めた。この時点では、ネオリアリズムが指摘した制度（機構）が実証的には国益の反映である（制度が権力と国益に内生的である）点を受けた形をとる。しかしながらエージェンシー理論や委譲の概念を援用することによって、一旦国際制度（機構）側に授權がなされた後は国際

制度が自らのインタレストをもって行動する点を分析可能にした。国際制度（機構）が一旦権限委譲を受けた後に自らのインタレストを持って行動するという側面こそが、ネオリアリズムが指摘した内生の問題を克服するものであるというのである²²⁾。エージェンシー論と委譲の概念を援用することによって、彼らはネオリアリズムが反論に持ち出した内生的な問題に対処した上に、一旦授權があった後の国際機構がもつ国家への影響について観察可能な示唆を提示したのである²³⁾。

(3) 各学派と国際機構：コンストラクティビズム

ネオリベラル制度主義の論理展開は、ネオリアリズムでは説明できない変則事象を指摘し、ネオリアリズムの前提を出発点にしつつも当該変則事象の説明が可能な手法を導くというものであり、理論的な議論、理論の発展方法としては適当なものであったといえよう。しかしながら、理論の発展に必要な議論をすすめるために犠牲にした部分も少なからず存在していた²⁴⁾。

まず、ネオリアリズムの前提にあわせて国家を合理的な行為主体と位置づけることで、その選好と信条が固定されてしまった²⁵⁾。また、同じくネオリアリズムの前提に則り国家を合理的な一枚岩の行為主体として扱うことによって、トランスナショナルな連合や国内政治にかかわる洞察を代償に払った（国内政治過程を分析射程におかなくなった²⁶⁾。この点は、コンストラクティビストおよび国内要因（ウォルツのいう第2イメージ）を重視する学派から批判を受けた部分である。

選好のバリエーションを解明するこれらの学派は、そのバリエーションが阻まれるネオリベラル制度論に対して不満をもったのである²⁷⁾。特にコンストラクティビストは、制度はネオリベラル制度主義が想定するよりもさらに深い役割を果たしており、国家が定義する国益ひいてはアイデンティティをも変化させると指摘した²⁸⁾。

そのコンストラクティビズムには、実際にはかなりのバリエーションがある。間主観性、構造（structure）とエージェント（agent）あるいはエージェント間

の相互作用、規範が選好やインタレストひいてはアイデンティティに与える影響など、共通して使用される用語や類似した表現はある。しかしながら、構造として何を想定しているのかそして規範が何を指すのかといった点については、研究者によって異なることに留意する必要がある。

たとえば、この分野における代表的な研究者の一人であるウェント（Alexander Wendt）は、ネオリアリズムに対する反証を意図して国家（agent）と国際構造（structure）とが相互に構成されること、そしてアイデンティティ、国際構造の中身が構成されるものであることを強調することに²⁹⁾議論を絞っている。このため、ウェントの議論では国家は単一（unitary）の行為主体だと扱われたまま、つまり国内の要因を分析から捨象したままである³⁰⁾。

彼の議論を踏まえると、厳密には国際制度（機構）と国家の関係も分析射程に置かれていない。したがって、国家を単一のものとして扱うことをよしとしない場合や国際制度や機構と国家との関係を分析対象に含める場合には、その問題意識に沿った「バージョン」のコンストラクティビズムが用いられることになる。コンストラクティビズムが理論というよりはアプローチだと指摘される所以である。

本稿の問題意識である国際機構（制度）を分析射程におく「バージョン」のコンストラクティビズムとしては、フィンモア（Martha Finnemore）による研究がある。コンストラクティビズムの発想を国際機構（制度）と国家との間に適用する場合、両者の相互構成（構築）をどのように描くのが問題となる。特に実証研究において2者間相互による構成を説明するのは非常に難しい。そこでフィンモアは2段階に分けて相互構成を実証しようとした。

まず、構造が国家に与える影響を強調して研究するために、国際機構から生起する（後に国家をその方向へ向けさせる）規範の存在を指摘した上で、その規範が国家へと流布することを実証したのである³¹⁾。フィンモアは国連教育科学文化機関（ユネスコ、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）や世界銀行（World Bank）をはじめとする国際機構をケースに国家に与えた影響を分析し、国家は国際機構によって社会化（social-

ized) されて規範や価値を受け容れることを実証した。つまり、国際機構は国家の行為ではなく「望むもの自体（何を望むのか）」を変える（再構築する）と実証したのである³²⁾。

こうしてフィンモアはネオリアリズムとネオリベラル制度主義に対する批判としての2つの論点、すなわち①合理主義が国家の選好・利益やアイデンティティというものを固定しているという点と、②国家を一枚岩の行為主体と扱っているという点のうち、前者について実証的に示したことになる。しかしながら後者の点、つまり規範の受容過程と国家の行動への反映が国ごとに異なることを説明してはいない³³⁾。また、前者を論じるために国際機構（構造）から国家への影響の分析には成功したものの逆側は捨象されており、コンストラクティビズムが主張する「相互」構成というものを「実証」する困難さを物語っている³⁴⁾。

さらに、規範という用語が何を指すのかが必ずしも明確ではない。フィンモア自身が先行研究を整理して述べているように、規範にはregulativeなもの（主体に命令しその行為を制約するもの）とconstitutiveなもの（新たな主体、利益、行為の範疇をつくるもの）とがあるとされている³⁵⁾。いずれの意味で「規範」という語を用いるかによって、何ををもって「規範が生まれた」「規範が波及した」「国家が規範を受容した」³⁶⁾と実証したといえるのかが異なる。

前者と捉えた場合、彼らが「規範」と呼ぶものは行為主体の行為を制約してはじめて定義上の「規範」となり得る。したがって、それまでの過程は厳密には「規範」として扱い得ない。つまり、行為主体が何かしらのアイデアに行為を制約されてはじめてそれが「規範だった」と事後的（post hoc）にしか示すことができない。一方、後者と捉える場合は、規範は必ずしも行為主体の行為そのものを規定しない。しかしながら、そこから行為主体の「行為」が変わるまでの過程を議論するのか、それとも合理主義では所与とされている行為主体の選好が変化する過程を議論するのかによって、その後なすべき議論が異なる。前者の場合はその規範がなぜ行為への反映までに及んだのか（及ばなかったのか）、別の規範との競合があったならなぜ一方が選択されたのかを論じる必要があり、後者の場合は少なくとも何ををもって選好変化と捉えるのかという客観

的な判断基準を示す必要がある。

コンストラクティビズムは、それまでの学派（合理主義）では前提として問われなかった行為主体のインタレストやアイデンティティとその起源を紐解くという点では、有意義なアプローチではある。しかしながら、あくまで選好の起源を明らかにしたのであり、国際機構にのみ注目した訳ではない。国際機構が果たす役割は国家に目を配ることによって分かるのである。また、使用する用語についても課題が残る。自ら提起した概念——構造、規範、「相互」作用および構築——を実証研究で操作可能にするためには、上記で指摘したような点について明確にしていく必要がある。

（4）ガバナンス・アプローチ

相互依存論などをはじめとするリベラリズムによって安全保障問題のみならず経済問題が注目され、その分野で活動する非国家行為主体への注目が高まった。しかしながら、その後ネオリアリズムが従来のリアリズムとリベラリズムへの批判を展開した上で構造的な理論を体系化させた際には、あくまで国家が主要な行為主体だと位置づけられた。

こうした国家中心主義的な理論のあり方に疑問を提示した考え方のひとつが、ガバナンスのアプローチである。経済活動が国際化し所謂「グローバリゼーション」が進展することによって、それを支えるあるいは反応（対応）する多様な行為主体の活動が活発（観察可能）になった。これを受けて、グローバル化によって生じた問題をいかに解決するか、そのなかで国家の役割はどうなるのかなどといった視点で議論を展開したのが、グローバル・ガバナンスの考え方である³⁷⁾。

ところが、この「グローバル」ガバナンスは、グローバリゼーションなりグローバル化なりがもたらす諸問題に対するあらゆる行為主体の対応を考える際、世界全体で問題をコントロールするという「グローバル・ガバナンス」なる最終形態を既に描いてしまっているところがある。「グローバル・ガバナンス」はどのように統治されるべきかという、現実にはそこまで到達していない現象

(到達点)をめぐって議論する向きが強い³⁸⁾。このような議論は、特に「グローバル化」とは何か、それがもたらす「問題」とは何か、対応は「いかあるべきか」という諸点で同意が無ければ議論が成り立たず³⁹⁾、さもなければ概念が指す内容やその議論が散逸する。現実に関活動している多様な行為主体は何をしているのか、それらに注目することにどのような示唆があるのかということとは議論できる状況にはない。

そこで「グローバル」なるものをはずすことによって問題領域に対する管理権限が国家のみに限定されないという「ガバナンス」⁴⁰⁾について考えるむきもある。何をすべきかを議論することはせずに多様な行為主体が問題や政策にはたらきかける様相に注目するのである。

このように、ガバナンス・アプローチは問題に対する管理権限の担い手の広がり注目し、国家との関係ではなく非国家行為主体自体に注目することができる。しかしながら、本稿で注目している国際機構について考えた場合、国際機構はあくまで問題領域の管理を担う多様な主体のうちのひとつとして相対化されなければならない⁴¹⁾。したがってガバナンスの観点から国際機構について考える場合には、対象とする問題領域においてどのような主体が問題の管理をめぐって活動しているかを把握した上で、それとの比較で国際機構の活動や役割について考えなければならない。

(5) まとめ

国際関係理論は、国家中心主義的に展開された。実証的現象たる国際機構の活動は、既存の理論では説明できない変則 (anomaly) 現象の例として利用された。現実に関国際機構が国家に影響を与えている、あるいは行為主体として存在・行動していると判断できたとしても、それが理論を修正するに足るものかどうかは自明ではない。国際機構の存在や活動によって既存の理論に変則事項が生じなければ、理論を修正するきっかけにはならなかった。

ネオリアリズム、ネオリベラル制度主義を批判したコンストラクティビズムも国際機構自体に注目したわけではなく、国家との関係で議論してはじめて意

味をもった。国家中心主義のアプローチから脱却するために打ち出されたガバナンス・アプローチにおいては、非国家行為主体として想定されるものは必ずしも国際機構だけではないため、国際機構の存在は相対化されなければならない。

このように、国際関係の諸理論を用いて国際機構について考える際には、理論の射程に必要な現象しか取り上げられていなかったというのが実情である。まず国際機構に明示的に注目し、その上で秩序などとの関係で議論するというものではなかった。国家は国際政治にまず登場する存在である。その国家を通じてのみ国際機構の活動を概念化することができるのか、それとも国際機構自体に注目することが可能なのか。それを考えるためには、国家、国際機構、その他の行為主体の取り組みの実態をそれぞれ把握・勘案した上で、ある問題（政策領域）における国際機構の取り組みを理解しなければならなくなる。

3. EUをめぐる諸理論

国際機構とEUとを対比して扱うことには、議論がある。そもそもEUは地域的な国際組織である。EUは一部の政策領域において他の国際機構では見られないほど権限委譲がおこなわれている。また、EUは一般的な国際機構よりも多くの政策分野をひとつの組織で運営している。したがってEUは国際機構には類推できない独特（*sui generis*）の政体であるというのである。

このような立場に対して、本稿は国際機構に類推・比較してこそEUの独自性すなわち両者の共通点と相違点が見られるのではないかという立場をとり、EUを国際機構と比較・対比可能なものと位置づけて議論をすすめていることを予めことわっておく。

EUの独自性を強調してそのための枠組みや概念を求める立場は、EUを「動くもの（最終形態が分からないもの）」として捉える。この表現自体は正鵠を射ている。しかしながら、動くもの・最終形態が未だ確定していないものを「ありのまま」に捉えようとする（概念化しようとする）手法⁴²⁾をとることは筆者

の能力を超える。「動く」EUをそのまま概念化するのではなく動かない（とされている）国際機構との距離（の総和）から測定することは、対象が動くかぎりにおいて一定の意義がある試みだと考える。

実際、国際機構とEUは主権国家を構成員にしている点では共通しているが、構成国の属性・数に隔たりがある。国連諸機関のような国際機構は構成国がほぼ普遍的だが、EUの場合は欧州諸国という点で近似した構成国が参加する地域的な機構である。また所管領域についても、国連諸機関は特定領域しか管轄におかない場合がほとんどだがEUはその中で多くの領域の政策を担当している点で異なる。さらに両者には構成国に対する影響力つまり権限の差、予算規模や財源の差も存在する。本稿は、以上のような「相違」を通じて「動く」EUをその機能面から理解することが可能ではないかという立場にたって議論を展開する。これによって、外部観察者にとってEU自体を知ること以外にも示唆を持つ知見を導出することができないかと模索するものである。

(1) 大理論から中範囲の理論へ

欧州石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community：ECSC）の発足後、ひとつひとつ部門統合が進められていく西ヨーロッパにおける動向は、特にアメリカの研究者から注目を浴びた。この地域における動向は国際的な統合をもたらすものだとして、進展する統合過程のメカニズムに注目が集まった。ハース（Ernst B. Haas）は2つの可能性、すなわち、①国家同士が協力して共通の政策を形成する過程で超国家機関（厳密には国家に優越する政治共同体）に各国の主権が制約される可能性、そして、②機能的な分野の統合をすすめていくうちにその効果が隣接分野の統合（波及効果）をもたらす可能性を示唆した⁴³⁾。こうした考え方は新機能主義と呼ばれた。

新機能主義批判に対して、政府間主義的な見方をする者もいた。ホフマン（Stanley Hoffmann）は、統合がすすんでいなかった安全保障分野や、各国とくにフランス政府に注目した上で、新機能主義が議論する統合はあくまでロー・ポリティクス分野で進むと指摘した⁴⁴⁾。その後International Organization誌

で地域統合の比較研究など実証面での地域統合への取り組みがさかんになった。

西ヨーロッパの統合から他の地域協力にも参照可能な理念型として仮設群も設けられた⁴⁵⁾。しかしながら、現実には西ヨーロッパにおいてすら到達していない統合という最終形態を仮設群に含んでいた点が理論としての問題をもつようになり、また現実における統合過程との間にも齟齬が生じるようになる⁴⁶⁾。

1960年代半ばに多数決制導入をはじめとする諸改革を実施しようとしたECに対して、フランス政府がボイコット（空席）政策を実施したのである。フランスの抵抗に対して1966年には妥協が成立し（ルクセンブルクの妥協）、加盟国の重要な国益に関する案件は全会一致で決定する慣行を確認することになった。これによって全ての加盟国が賛成しない事項は統合へと進み得なくなった。

このようにして、理論としては政府間主義の指摘の方が現実と符合することとなり、ハース自身も新機能主義の限界を認める形となった⁴⁷⁾。その後ECと比較可能な地域統合が他地域で見られなかったこともあり、欧州統合の研究は実証研究中心に蓄積されることになる⁴⁸⁾。

EUに対して再び理論的関心が集まるのは、1980年代後半からである。市場統合完成への動向とその後の政治統合や通貨統合へのダイナミズムをどのように捉えるかが主な理論的関心事となった。統合を進展させるのは究極的には国家側か超国家機関側かといった従来の統合論ではこうしたダイナミズムは把握できないと考えられた⁴⁹⁾。統合論——所謂大理論（Grand Theory）——にかかわって、統合の進展にともなって生じている現象の一側面に関心をもちその説明に特化する中範囲の理論（Mid-range Theory, Partial Theory）を提案・検証していく方向に移っていった。以下で取り上げる理論的アプローチはほぼすべてこの方針で研究されているとあってよい。以下、各々の理論やアプローチが注目している現象と議論のポイントの違いを浮き彫りにしていく。

まず、それまで大理論として展開されてきた政府間主義や新機能主義がEUで生じている現象の一部分を説明する中範囲の理論として再展開された。モラヴチック（Andrew Moravcsik）はEUの制度的な根幹を定める条約改正交渉に注目し、そこでは加盟国の選好に基づいてEUの制度のありようが選択される

ことを説明した。具体的には、EU加盟国の選好をまず国内レベルで解明し、その選好をもってEUレベルで加盟国首脳が交渉しEUの制度設計・選択をするという、2段階の2レベル・ゲームとして描いた（リベラル政府間主義⁵⁰⁾。EUの基本条約改正を国内レベルにおける政府選好形成と国際レベルにおける交渉という形で説明したのである。

これに対して、新機能主義的な理解に基づく議論も展開された。一部では新・新機能主義ともいわれるが、この立場にたつ研究者はスプラナショナルな行為主体の動向に注目し、国家に限らぬ行為主体の活動によってEUレベルの政策形成が後押しされることを指摘した⁵¹⁾。従来の新機能主義とは異なり、なぜそもそも超国家的な協力が可能なのか（協力の起源は何か）について問うことはせずに、EUレベルの政策形成が非国家行為主体の活動によって要請されていく現象を取り上げ議論したものである。

いずれも統合そのものの根本促進要因に言及したり究極的な要因を決定論的に指摘するわけではなく、それぞれが説明しようとする現象において国家を中心に見たほうがより説明力があるのか超国家機関をはじめ非国家行為主体に注目したほうがより説明力があるのかを問うものであった。

こうした動向とは別に、日常の政策決定過程に注目してEUと加盟国との関係を制度とその構成国の関係としてとらえようとする動向が存在した。新しい制度主義（New Institutionalism）と呼ばれるこの動向は、制度的なアレンジメントが重要であることを改めて主張したアメリカの政治学の反映であり、EUを超国家機関としてではなくより一般化可能な制度的側面をもつ組織体として捉えようとした⁵²⁾。新しい制度主義にはEUレベルの政策決定を説明するか、それともEUレベルの政策が与える加盟国への影響を説明するかで、以下3つのバリエーションが存在する。

前者を分析射程におくものとして、合理的選択制度主義（Rational Choice Institutionalism）がある。これは、日常の政策決定に注目した上で⁵³⁾ どのような条件で加盟国主体が超国家機関に権限を委譲するのかを問っている。ここで超国家機関とはEU自体を指すこともあるが、多くの場合はコミッションや

閣僚理事会、欧州中央銀行、欧州司法裁判所といったEU諸機関のうちのいずれかを指す。合理的選択制度主義では制度を公式の法体系と意思決定ルールのセットだと捉える。そうした公式のルールは行為主体の選好自体には影響を与えないものの、効用最大化を図る合理的行為主体の選択、具体的には選好を追求する方法に影響を与える。

EU研究においてこれを適用する場合は、たとえば加盟国が理事会において政策決定を行う際に実行する特定多数決（QMV）が取り上げられる⁵⁴。QMVという意思決定方式自体は行為主体の選好自体（どのような選好をもつか）に影響を与えないが、各加盟国がもつ選好をどのように追求する（実現しようとする）かに影響を与え、それによって決定をめぐる交渉が彩られる。加盟国は自国の効用最大化を図るように合理的に行動し、その結果が制度的な成果として結実するとされる。つまり、超国家制度（この項においてのみEUの諸機関を指すものとする）を従属変数（被説明項）としてそれを加盟国の行動を用いて説明するのである。制度が行為主体の選好関数（function）を変えないという点で、加盟国の選好は制度から独立して（外在的に）存在している⁵⁵。一方、選好を追求する方法には影響を与えているという点で、制度は媒介変数としても働いている。

ただ、合理的選択制度主義では「制度」が指す内容が必ずしもひとつの機関やその総合としてのEUではなく、議論の対象となる機関が変われば当然議論の内容や意義が異なってくる。

後者を分析射程におくものには、歴史的制度主義（Historical Institutionalism）と社会学的制度主義（Sociological Institutionalism）がある。歴史的制度主義は、先の合理的選択制度主義者とは逆にEU側の制度（European-polity）の出現とそれが加盟国にもたらす変化に注目している⁵⁶。ある時点でのEUレベルでの制度的選択がその後の加盟国政府の行動を制約するような影響をもたらすことに注目し、制度的なコミットメントが加盟国の行動を条件づけるというのである⁵⁷。

歴史的制度主義の説明ではEUは独立変数として位置づけられ、加盟国政府の選好は制度に依存して（内在的に）存在している⁵⁸。歴史的制度主義者は

「ある時点で選択された制度」に政府間主義的に定められたものを含むことを拒否せず、むしろ政府間主義的に決められた制度的な取り決め（grand bargain：EUの基本条約改正交渉にあたる）と次に生じるそれとの間に生じる加盟国への拘束や増加する制度的なりターンを分析対象にしているという⁵⁹⁾。時とともに制度から生じる拘束やリターンの度合いは、政策領域（イシュー）によって異なる⁶⁰⁾。

社会学的制度主義では歴史的制度主義と比べて認識的な側面が強調され、（EUレベルの）制度が認識的なスクリプト、モデルを与えて加盟国の行動に影響を与えることに注目する⁶¹⁾。歴史主義制度主義と異なり、社会学的制度主義ではインフォーマルな制度たとえば文化的慣行や習慣、価値といったものをも制度の範疇におくことが特徴である。制度間、行為主体間の相互作用も強調するという意味ではEUと加盟国の相互作用に関するコンストラクティビズム的な理解と位置づけることも可能であるが、モデルとしては制度を独立変数として選好ひいてはアイデンティティも制度に依存して（内在的に）存在する形になっている⁶²⁾。歴史的制度主義に比べて、EUから加盟国に対する拘束の中身が具体的であること、共通の規範、統治行動や認識フィルターの出現を指すところが社会学的制度主義の特徴である。

EUに適用される一連の新しい制度主義は、国際関係論一般で用いられている理論的フレームワークを変えずにEUに適用している。そのため、国際関係論一般の制度主義で用いられる事例（実証研究）との比較・対話が可能になる。これは他の制度や国際機関との比較が可能にならなかった大理論（統合論）では成し得ない利点である⁶³⁾。われわれは制度主義を通してEUから国際制度一般に適用可能と思われる知見を得ることができ、制度に関わる理論をEUの事例にあてはめて検証することも可能になる。ただ、いずれの論も中範囲の理論であるゆえにその理論の射程に即した事例をもとに展開されてきているところは否定できない。

たとえば合理的選択制度主義で実証研究に使われている「制度」には、閣僚理事会、コミッション、欧州中央銀行、欧州司法裁判所などがあり、これらは

「制度」としてひとくくりに扱うには性質も有する権限も多岐にわたっている。合理的選択制度主義が加盟国の選好には影響を与えずその追求方法・戦略にのみ影響をあたえるとはいえ、それぞれの「制度」の性質の相違が加盟国に与える戦略の幅に影響を与える可能性は否定できない（可能性を検証する必要がある）。

また、EUあるいはその諸機関という「制度」と加盟国という関係に注目して一方から他方への影響（あるいは相互の影響）を検討する歴史的制度主義や社会学的制度主義は、実証研究者の認識であるEUと加盟国側が双方に影響を与え合っている側面を扱い得ない。

最後に、いずれのアプローチもEUと加盟国との関係について議論するものであって、EUの外部にある要因は考慮に入れることができない⁶⁴⁾。EUの外部にある要因、国際的な文脈を考慮に入れよという指摘は、新機能主義が発展した頃からなされてきたことではある。事実としてEUも加盟国も外部からの影響からは免れないので、国際環境の変化とEUの対応という文脈をどのようにモデル内に位置づけるかという問題に取り組む必要がある。

(2) ガバナンス、ネットワークの概念

ガバナンスという用語は、昨今専門研究においてもあらゆるところで目にすることができる。国際関係の分野においては「政府なき（政府に限らない行為主体による）統治⁶⁵⁾」の意味合いで用いられることが多い⁶⁶⁾。ある問題を担う権威が政府の手から離れて様々な行為主体に担われていく様態を指すこの用語は、EU研究においても多用されている。

この手法は、分析対象とする主体が特に明言されていない点、そして効果的な問題解決にバイアスがかかって権力やルールに関する問題を軽視している点では課題がある⁶⁷⁾。しかしながら、政府以外の行為主体が統治に関わる様子はEU以外でも見られることから、EU研究だけでなくより広くに参照可能な知見を導き出そうとするものである。EU研究の文脈では、1980年代中葉以降、統合が進むにつれECがどのように運営されるのかという統治に注目するアプローチとして用いられるようになった⁶⁸⁾。特に、マルチレベルガバナンス・ア

アプローチというものがEU研究では発展した。

マルチレベルガバナンスのアプローチとは、1980年代から1990年代にかけてサブナショナルな政府がEUの政策決定過程に参加するようになったことに注目して提唱されたアプローチである。主に地域政策や構造基金といった政策領域を事例にして、地方・国家・EUが協働している現実とその運営の力学を明らかにした⁶⁹⁾。

このアプローチは、国や地方、EUといったレベルを越えた多層にわたる政府の間をオーバーラップする権威・権能の存在とそのレベルの中で起こる行為主体の相互作用を視座においている。そこでは政策決定の権能が国の政府によって独占されていることはなく、異なるレベルの行為主体によって共有されている。サブナショナルな政府がヨーロッパレベルの政策に関して加盟国政府を飛び越えて欧州レベルにアクセスするため、EUの政治交渉と結びつく加盟国内の主体は国の政府を結節点として国内でネストされて（政府の下でヒエラルヒー化されて）はいない⁷⁰⁾。このようなガバナンスのあり方は、政策領域によって異なるという。

マルチレベルガバナンスのアプローチは従来の統合論や国家を中心アプローチと異なり、国内政治と国際政治の厳密な区分を否定する⁷¹⁾。国家中心モデルと評される議論の核心は、EUにおける政策形成は第一義的に各国の国内においてネストされている政治的利益に制約された加盟国政府によって決められるというものである。一方、マルチレベルガバナンスのアプローチでは政策形成の権能が政府だけではなく多様なレベルの行為主体によって共有されているということを強調する⁷²⁾。

ただし、この主張は必ずしも国家の役割とその重要性を否定しているわけではない。マルチレベルガバナンス・アプローチは政府や国家のアリーナが重要であることを否定するものではないし、それらが今なおEU研究の重要な研究対象であることも否定してはいない⁷³⁾。マルチレベルガバナンスという観点をを用いることによってEUレベル、加盟国レベルといった個別のレベルだけを扱うことを避け、従来の統合論にありがちだった超国家レベルと加盟国政府レ

ベルとの関係をゼロ・サム的に捉えることを避けることができるという⁷⁴⁾。

以上のような視座を提供するマルチレベルガバナンス・アプローチは、地域政策と構造政策のケースに依拠しているため、マルチレベル（多層）にわたる統治が他の政策領域にも見られるかどうかは検証の余地があるという指摘がある。マルチレベルガバナンスの提唱者・援用者の方では主要な政策領域においても政府がコントロールを失うといった言及をしているが⁷⁵⁾、水平なガバナンスを重視する研究者によってその点に疑問を投げかけられた上に、マルチレベルガバナンスが示唆を持つ事例を限定されているという事実には注目しておく必要がある⁷⁶⁾。

また、広義のガバナンス・アプローチとは異なり、マルチレベルガバナンスはEU・国家・地域というレベルの相互作用に着目したことによってEUの独自性をかえって強調したものとなった⁷⁷⁾。つまり、マルチレベルガバナンスのアプローチは、ガバナンス・アプローチが共有していたEUでみられる現象と他で見られる現象との比較・対話という当初の意図とは逆の方向を志向する結果をもたらした。

EU内の多層にわたる相互作用に注目するマルチレベルガバナンスとは対照的に政策形成における水平的な関係に特に注目したのが、政策ネットワーク分析である。政策ネットワーク分析は、政策形成をめぐって交渉する利害関係者(stakeholders)のネットワークの様相を問うことで政策を説明する分析手法である⁷⁸⁾。政策ネットワーク分析の起源は1970年代後半のイギリスにおける国内政治分析やアメリカにおける政治分析にあり⁷⁹⁾、政策形成における継続性・安定性を説明するツールとして用いられた。政策ネットワークとは政府と利益集団の利益を仲介する場で、そこでは構成員が有するリソースや情報を交換したりプールしたりすると考えられる。政策形成における継続性や安定性は、政策ネットワークの密度やその構成員が有する政治的リソースによると考えられている。

EUには厳密な意味での（国にあるような）政府がなければ与野党勢力もなく、コミッションという選挙によらない政策形成者が存在している。政策ネットワ

ーク分析はそのようなEUの政体やその運営自体を分析対象とはせず、多様な行為主体が多様な場で進める政策形成を分析対象にする。換言すれば、政策ネットワーク分析は従来注目されてきたEUレベルや政府間交渉レベルの説明ではなく、政策決定に参加するメゾないしセクターレベルの説明に特化する⁸⁰⁾。

日常の政策決定において多くの利害関係者 (stakeholders) が繰り返して交渉を展開するが、その行為主体の選択の動機と利害に注目することによって、利害関係者間の関係に特徴づけられる意思決定の状況を分析する。たとえば、どのようなリソースや情報をもつ行為主体が参加していると意思決定が進むのか阻止されるのかを明らかにすることに取り組む。また、EUは政策領域によって決定ルールや支配的な行為主体が異なる。そうした変化する対象を把握するためには、部門単位で政策形成にかかわる利害関係者の関係を分析する政策ネットワーク分析は有用だという⁸¹⁾。

さらに、政策ネットワーク分析を用いることによって、EU以外の国際機関や組織 (たとえばWTOなど) とEUで得られた知見とが比較しやすくなるともいわれている⁸²⁾。近年、グローバル化、欧州やその他地域の地域協力 (地域統合)、そして経済的な自由化といった国際的な変化は、権力・権威が水平に共有されるような新たな別の統治形態を生じさせた。ネットワーク分析は政体やその運営ではなくある分野における政策形成時のネットワークの様相に注目するため、比較研究や対話が可能であるというのである⁸³⁾。

このような特徴をもつ政策ネットワーク分析に対しては、批判も存在する。まず、EUにおける政策形成は複雑で細分化しているとして、ネットワーク分析が前提とする継続性や安定性にそぐうかという疑問が投げかけられている。また、ネットワーク分析は政策形成においてハードな制度および政体が果たす役割が弱いときにだけ通用するが、ネットワークに注目しすぎるとEU政策形成過程でEU諸機関の関係や相互作用を見失うとも指摘されている⁸⁴⁾。

こうした批判や疑問に対しては、一部の研究者が政策ネットワーク分析はメゾレベルの分析に適したアプローチでありそれより上のレベル (super-systemic level) である制度を射程においていないことを改めて強調している⁸⁵⁾が、

政体・制度およびその運営を問うことなしにネットワーク内の関係が分かるのかどうか（特に政体や制度によってネットワークのありようが規定されていないかどうか）については検証を重ねる余地が残る。

（3）コンストラクティビズム「的」アプローチ

前節でも触れる機会があったが、コンストラクティビズムは国際関係論において大勢を占めていた合理主義に対峙するものである。ルールや規範を通じた政体の形成、アイデンティティの変化、アイデアの役割や言説の使用などに注目することによって、おかれている環境および果たす役割に関する行為主体間の共有された理解を重要視するアプローチである。コンストラクティビズムが選好やアイデンティティを所与とはせずにそれらの形成を説明しようとする事、それらが社会的に構築される点を強調することは、前節で見てきたとおりである。

近年、EU研究においてもコンストラクティビズム「的」なアプローチが適用されるようになり、合理主義とコンストラクティビズムの競合が生じている⁸⁶⁾。EU研究におけるコンストラクティビズム「的」なアプローチにおいても、選好が制度（や主体間の相互作用）に内在的であり合理主義と一線を画すという点が引き継がれている。コンストラクティビズムは、EUが行為主体の戦略や行動そして選択可能な範囲を単純に制約するだけではなく選好やアイデンティティ自体をも定義すると考え、EUがどのように行為主体の選好や利益、アイデンティティを規定するのかといった点を分析射程におく⁸⁷⁾。上述した行為主体間あるいは行為主体とEUとの相互関係に注目する帰結として、EUと加盟国の間にはたらく相互影響つまりEUレベルでの制度設計とそれが加盟国にもたらすフィードバック効果との双方向を研究射程におくことになる。

しかしながら、実際に展開されている理論研究および実証研究をみる限り、EUにコンストラクティビズムを適用する動きはまだ途上の段階から抜け出ていない⁸⁸⁾。各研究者がそれぞれの関心に基づいてコンストラクティビズムを語り適用するという、非常にバリエーションの広い研究領域である。理論的に

は、合理主義が採用する物質的要因による説明に対して疑問を呈すること、行為主体とくにエージェント側の選好やアイデンティティ形成に説明を加えること、エージェント—構造間あるいはエージェント間の相互作用を分析射程におくことがコンストラクティビズムの研究課題である。ところが、研究者によっていずれに取り組むかはまちまちである。

たとえば、1999年にEUにコンストラクティビズム的に接近する企画が *Journal of European Public Policy* 誌に掲載されたが、そのなかでは加盟国からEUレベルのアイデアが形成される過程に注目する研究⁸⁹⁾、EU（構造）から加盟国に及ぶ影響に注目する研究、相互作用に注目するためにまず欧州レベルの学習・社会化過程に注目した後に加盟国レベルの受容を扱う研究⁹⁰⁾と、焦点をあてる部分が多岐にわたった。前節で敷衍した「規範」の種別・定義については明らかにされない研究の方が多い。

例外はロザモンド（Ben Rosamond）である。彼は規範には行為を規定する側面があると位置づけ⁹¹⁾、ある言説（ロザモンドの場合は「グローバル化」や市場統合の論理としての「外部」要因）を規範と呼ぶことができるかどうかの判定を下している⁹²⁾。しかし実際にはそのような定義や思考、明言がないまますすめられる研究が多いため、言説の存在は指摘できてもどのようなときに規範が成立したといえるのかが明確にならないことの方が多い。

また、コンストラクティビズムを地域機構であるEUに適用すると従来よりも多くのことを考慮しなければならなくなるが、それがなされていないのが現状である。アイデンティティや特定の言説の存在自体や発展過程ばかりが注目され、それを「構成」したのは誰か（何か）ということについてはまちまちである。これはエージェントと構造の関係が明確にされないことによる。

エージェントが加盟国に限られている場合は構造をEUとして議論することが可能だが、エージェントが加盟国に限られない（第3国も想定される）場合にはEUを構造（structure）にみだてて議論すること自体に問題が生じる。特に拡大や対外政策を扱う研究において、この傾向が見られる。コンストラクティビズムが持ち出した規範、間主観性、言説などの存在およびそれらの発展過

程を事後的に（post hocに）記述することがEU研究では多く見られる。そもそも一連の用語は、行為主体に属する物質的条件だけでは説明できない現象があることを示すため、そして選好やアイデンティティは相互に構成されることを示すために用いられた。用語に即した現象の存在証明のみならず、「相互」による構築のメカニズムや物質的な条件以外の説明による理解といった、当初のコンストラクティビズムの目的をまっとうすることも求められる。

（4）理論と実証の対立と国際政治経済学

これまで概観してきた理論やアプローチのほとんどは、アメリカの理論研究者および理論的な関心からEUに迫ろうとする欧州の研究者によって提唱、議論されてきたものである。こうした理論志向の研究に対して、EUの複雑性は現状の理論では把握しきれないと実証研究をあくまで志向する立場も確固として存在している⁹³⁾。このような現状を打開しようという試みとして、国際政治経済学（International Political Economy：IPE）が一部の研究者によって注目されている。

国際政治経済学は、ロー・ポリティクスが1970年代に入って高度に政治化したのともなって発展した学問領域である。この学問領域においては、トランスナショナリズム、覇権安定論、ネオリアリズム、ネオリベラル制度主義、コンストラクティビズム、マルキシズムなどが各々の視角から議論を展開する⁹⁴⁾。いずれの学派においても政治的な現象の分析に際して経済的側面が考慮され、程度の差こそあれ制度をはじめとする非国家行為主体、場合によっては国内政治にも注目する（つまり比較政治的な要素を取り入れている）点が、従来の国際関係理論の体系と異なる。このような特徴を持つ国際政治経済学はEU研究における理論志向の研究と実証志向のそれ双方の特徴を反映しつつ互いの課題をも克服するものだと考えられている。

これまで理論は国家を主要な（唯一の）行為主体として発展してきたところがあるだけに、国際機構を理論で扱う際には必ずといっていいほど国家との関係で論じられてきた。現にこれまで紹介してきた理論は、ガバナンス・アプロ

一チを除いてあくまでEUとその加盟国の関係を描くものであり、国際システムにおけるEUの地位・役割については分析対象外においている。

ところがEUは近年特に対外政策を強化しており、国際政治の舞台において「行為主体」として位置づけることが可能な現象が生じている⁹⁵⁾。EUは他の国際機構や域外諸国と交渉し、一定の義務や権利を負う⁹⁶⁾。加盟国のみならず国際政治の舞台において域外諸国および国際機関に一定の影響を独自に与えるEUの行為主体としての能力に注目するためには、従来の国家中心の国際関係論では分析や概念化が困難になってきたと考えられた⁹⁷⁾。それにひきかえ、国際政治経済学は発祥当初から非国家行為主体をも分析射程におくものである。

また、EUは国際システムにおいて独自に行動するが、同時にEUには同じく国際システムにおいて独立した構成員である加盟国も存在している。EUにおいては、国内政治と国際政治の境目が不明確になった⁹⁸⁾。このような現象の分析に際して国内レベル（第2イメージ）と国際政治のレベル（第3イメージ）を統合してよいかどうかについては、国際関係論とくに合理主義においては合意がない。それに引きかえ国際政治経済学では、分析レベルも国家間交渉のみには限定しない。

ひるがえって実証研究志向の側では、国際政治と国内政治の明確な境界が不明確になり様々な行為主体が様々な分野の政策形成に関わることを把握している。そうしたEUにおける統治のスタイルは他の地域でも同じように見られることであるにもかかわらず、彼らはEUから得られる知見がもつ一般的な示唆について考えることはなく、EUに特化した説明をしている⁹⁹⁾。

ここで国際政治経済学を用いることによって、国家を構成員に持ちながら自らも主体として行動するEUをディシプリンや政策領域、分析レベルを超えて研究対象にすることが可能になると期待されている。また、実証的な特徴を活かしながら概念が理論の世界だけではなくより広くに対して示唆をもつ研究を続けることができ、所謂*sui generis*の問題を解決することにも繋がることも期待されている¹⁰⁰⁾。様々なレベル、行為主体に注目することが可能な概念・フレームワーク形成という点がかえって説明の明晰さを失う可能性、そして安全

保障分野においても同様の分析が必要になる可能性があるが、理論志向の研究と実証志向の研究の橋渡しをして対話可能にするという点で、国際政治経済学の発展は注目に値する。

(5) まとめ

1980年代中葉に生じた統合の再活性化を契機に、EUをどのように捉えるのかという理論的関心が（アメリカ中心の）理論志向の研究者の間で高まった。彼らはEUで生じている現象の部分的な説明に取り組むことによって、EUで生じている現象から一般的に参照価値のある知見の抽出をはかった。ただ、部分的な説明に取り組む中範囲の理論はそれ自体で全ての説明を企図してはならず、その限られた理論的な関心に適う現象のみを扱っていることは留意されるべきである。とくにEU自体ではなく国家との関係でEUは理解されていたことに留意する必要がある。

ガバナンス・アプローチは問題管理の側面に目を向けることによってEU自体に注目することを可能にした。しかし、EUで発展したガバナンス・アプローチはEUにのみみられる多層にわたるガバナンスへ注目した。コンストラクティビズム「的」なアプローチはただでさえ様々な定義や理解、バージョンが存在するにもかかわらず、これをEUに適用することによって、さらにバリエーションが増すことになった。従来为国家中心主義的なアプローチ、政治（安全保障）と経済といった領域の区分、分析レベルの区分に挑戦している国際政治経済学をEUに適用する場合は、EUが高度に政治的な分野においても主体的に行動するようになった場合に政治「経済」学ゆえの課題が生じるだろう。

いずれにせよ、政策領域によって加盟国から付与されている権限が異なるEUについては、まずEUおよびその諸機関、加盟国政府、その他の行為主体に目を配りながらも政策領域による違いを反映させられるものが必要になる。

4. おわりに

国際関係論における厳密な意味での理論化は、現実世界で国際機構の活動が沈滞しているときに進んだ。したがって理論諸学派の議論は自然、国家中心主義的になった。国際機構について注目することは実証的にはやさしいが、理論的にはまず国家中心に展開される既存の理論では説明がつかない変則事項として国際機構の台頭を扱わざるを得なかった。その結果、国際機構のみに注目して国際機構能力や役割について考察することはなく、国家との関係で考察することが主流となった。

また、EUの場合は理論的な議論の主流から離れて実証研究が蓄積された期間が長く、再び理論志向の研究が発展したのは1980年代後半であった。しかもこのときには、主にアメリカの研究者によってより一般化可能な知見を得ようとする動きとしてEUで見られる現象を部分的に説明することが提唱されたため、事実から理論的に「重要」な要素を抽出する理論志向の研究者と事実をそのまま捉えようとする実証志向の研究者との間に溝が生じた。近年では、実態把握の正確さを強調することとそれをいかに概念化するかという試みとの対話が目指されている。

国際機構一般の場合にせよEUの場合にせよ、理論の発展、射程に沿って実証することと逆に実証で得た知見を体系的に概念化すること、いずれにおいても取り組むべき課題が多い。

理論側の課題にのみ敷衍するならば、今まで正面から捉えてはいなかった非国家行為主体の動向などを概念化する必要があるのかどうか、概念化する必要があるならどのように概念化するかを考える必要がある。このためには今一度各政策領域において国際機構や非国家行為主体が何をしているのか、なぜそれを非国家行為主体がおこなうのか、国家はそのとき何を選好し何をしているのかを検証（実証）していく必要がある。

そうした機能的な側面に注目する場合、国際機構一般とEUとは比較、対比が可能になる。というのも、国際機構は大方一つないし特定の政策領域を所管

するものであり、EUは複数の政策領域を実施し得るものであるからである。EUも政策領域によって有する権限が異なるため、一度にEUすべてについて概念化することは困難である。さすれば、国際機構一般と同じく政策領域ごとにEUは異なる顔を見せていると捉えて、それらを異なるものとして扱ってよい。構成国や有する政策領域の多寡などの諸点で異なる両者を政策領域ごとに比較することによって、国際機構が機能として政策領域（課題）にどのようなはたらきかけるか、つまり、どのような活動をしているのか、それは国家や他の行為主体との関係でどのように概念化、評価が可能かをより鮮明に浮き彫りにすることができよう。

- 1) 本稿は、2005年6月18日開催の慶應EU研究会（Jean Monnet Workshop for EU Studies）における報告をもとに加筆・修正した論考である。報告の際には時間の関係上、本稿の項目では国際機構研究の盛衰、ネオリアリズムとネオリベラル制度主義、大理論から中範囲の理論へ、ガバナンス、ネットワークの概念に相当する部分を扱った。その後、報告後での指摘やコメントを総合して、現在の構成としている。
- 2) 国際関係理論を国際機構へのアプローチという観点から扱った研究の一例として、以下。杉浦功一「国際機構研究の諸アプローチに関する一考察」『国際研究論叢』第16巻2号（2003年）、221-235頁。
- 3) 田所昌幸・城山英明「序章 課題と分析の視角」、田所昌幸・城山英明編『国際機関と日本 活動分析と評価』（日本経済評論社、2004年）、1-2頁。
- 4) 国際政治上の行為主体の要件については、以下を参照した。大芝亮「序 国際政治における行為主体の再検討」日本国際政治学会編『国際政治』119号（有斐閣、1998年）、1-10頁。
- 5) 制度に関しては、コヘインによる定義を参照。Robert O. Keohane, *International Institutions and State Power* (Boulder, Colo.: Westview, 1989), p.3. また、レジームの定義についてはクラズナーによる定義を参照。Stephen Krasner, *International Regimes* (Ithaca: Cornell University Press, 1983), p.2.
- 6) Lisa L. Martin and Beth A. Simmons, "Preface," in Lisa L. Martin and

Beth A. Simmons (eds.), *International Institutions : An International Organization Reader* (Cambridge, MA and London: MIT Press, 2001) pp. 1 - 2.

- 7) 農産物課徴金や機構改革、多数決制の導入を骨子とした計画（ハルシュタイン・プラン）に反対して空席政策をとったフランスに対する妥協（ルクセンブルクの妥協）では、加盟国の重要な国益に関する事項に関しては加盟国首脳が集まる理事会での全会一致が求められることになった。結果、ECでは重要案件について全会一致で決定するものが増大し、1カ国でも反対があればその分野における決定（統合）が進まないということになった。
- 8) 国際機構（制度）とのかかわりで国際関係理論の変遷を概観したものとして、以下を参照。Lisa L. Martin and Beth A. Simmons, “Theories and Empirical Studies of International Institutions,” *International Organization* 52:4 (1998), pp.730-736. ; Peter J. Katzenstein, Robert O. Keohane, and Stephen D. Krasner, “International Organization and the Study of World Politics,” *International Organization* 52:4 (1998), pp.650-663. また、研究対象としての国際連合やEUの盛衰についてKratochwilとRuggieは *International Organization*誌に掲載した論文においてそれらが扱われた割合の推移をグラフ化しており、参考になる。Friedrich Kratochwil and John Gerard Ruggie, “International Organization: A State of the Art on and Art of the State,” *International Organization* 40:4 (1986), p.761.
- 9) Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, *Power and Interdependence : World Politics in Transition* (Boston : Little, Brown and Company, 1977).
- 10) Kenneth Waltz, *Theory of International Politics* (Reading, MA : Addison-Wesley, 1979).
- 11) ただし、これらが原因として作用するも唯一の原因だと主張しているわけではないことは敷衍しておく。 *Ibid.*, p.87.
- 12) *Ibid.*, chapter 9.
- 13) Robert O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* (Princeton: Princeton University Press, 1984).
- 14) ここまでの記述については、以下を参照。Robert O. Keohane and Lisa L. Martin, “Institutional Theory as a Research Program,” in Colin Elman and Miriam Fendius Elman (eds.), *Progress in International Relations Theory:*

- Appraising the Field* (Cambridge MA, London: MIT Press, 2003), pp.73–84.; Lisa L. Martin and Beth A. Simmons (eds.), *International Institutions: An International Organization Reader* (Cambridge, MA and London: MIT Press, 2001), p.337.
- 15) John Mearsheimer, “The False Promise of International Institutions,” *International Security* 19:3 (1994/1995), pp.5–49. ミアシャイマーの論文に対しては、翌20巻1号でコヘインとマーティンが議論を展開している。Robert O. Keohane and Lisa L. Martin, “The Promise of Institutional Theory,” *International Security* 20:1 (1995), pp.39–51. また、こうした議論を制度論発展の文脈のなかで、そして国際関係の研究プログラム発展に即して論じたものとして、Lisa L. Martin and Beth A. Simmons (eds.), *International Institutions*, pp.5–6.; Keohane and Martin, “Institutional Theory as a Research Program”, pp.97–99. なお、前出の著作と重なる観点から国際関係理論（ネオリアリズム、リベラル制度主義、コンストラクティビズムの3学派）を扱った邦文文献として、以下。信夫隆司『国際政治理論の系譜—ウォルツ、コヘイン、ウェントを中心として』（信山社、2004年）。
- 16) Robert O. Keohane and Lisa L. Martin, “Institutional Theory as a Research Program”, p.77. またウォルツについては、Kenneth Waltz, *Theory of International Politics*, pp.108–112, chapter 9.
- 17) Lisa L. Martin and Beth A. Simmons, “Theories and Empirical Studies of International Institutions”, p.729.
- 18) たとえば、*Ibid.*; Giulio M. Gallarotti, “The Limits of International Organization: Systematic Failure in the Management of International Relations,” *International Organization* 45:2 (1991), p.185.; Michael N. Barnett and Martha Finnemore, “The Politics, Power, and Pathologies of International Organizations,” *International Organization* 53:4 (1999), p.699. これらの論文はともに、*International Organization Reader*である以下の文献に再所収されている。Lisa L. Martin and Beth A. Simmons (eds.), *International Institutions*. なお、こうした先行研究の動向を扱った邦文文献として、信夫『国際政治理論の系譜』、第3章。
- 19) Michael N. Barnett and Martha Finnemore, “The Politics, Power, and

- Pathologies of International Organizations,” pp.404, 430.
- 20) *Ibid.*, p.405. なお、こうした指摘以外にも、実証研究の際のセレクション・バイアスやネオリアリズムからなされた利得配分に関する批判なども存在する。詳細は以下を参照。Keohane and Martin, “Institutional Theory as a Research Program”, pp.81 – 84.; Joseph Grieco, “Anarchy and the Limits of Cooperation: A Realist Critique of the Newest Liberal Institutionalism,” *International Organization* 42:3 (1998), pp.485 – 507.
- 21) Keohane and Martin, “Institutional Theory as a Research Program”, pp.97 – 104.
- 22) *Ibid.*, pp.102 – 103.
- 23) コヘインやマーティンの言葉を使うなら、プロブレムシフトをした（パラダイムシフトでなく）ということである。*ibid.*, p.104. また、一連の議論は以下の邦文文献でも体系的に整理されており、参考になる。信夫『国際政治理論の系譜』、第3章（特に145 – 160頁。）。
- 24) Robert O. Keohane and Lisa L. Martin, “Institutional Theory as a Research Program”, p.81., quoting from Robert O. Keohane and Joseph S. Nye *Power and Interdependence 3rd edition* (Boston: Little Brown, 2001), pp.132 – 137.
- 25) Lisa L. Martin and Beth A. Simmons, “Theories and Empirical Studies of International Institutions”, p.747.
- 26) *Ibid.*, p.738.
- 27) Keohane and Martin, “Institutional Theory as a Research Program”, pp.85 – 97.
- 28) Alexander Wendt, “Constructing International Politics,” *International Security* 20:1 (1995), pp.71 – 72.; Jeffrey T. Checkel, “The Constructivist Turn In International Relations Theory,” *World Politics* 50 (1998), pp.325 – 328, 329.; Lisa L. Martin and Beth A. Simmons (eds.), *International Institutions*, pp. 5 – 6 .
- 29) Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics* (Cambridge and New York: Cambridge University Press, 1999), especially chapter 5 and chapter 7.; idem, “The agent-structure problem in international relations theory,” *International Organization* 41:3 (1987), pp.335 – 370. なお、コンスト

ラクティビズムの分析射程について参照した邦文文献として、渡邊智明「研究諸事例におけるコンストラクティビズム——方法論としての可能性——」『九大法学』86号（2003年）、341-364頁。石田淳「コンストラクティビズムの存在論とその分析射程」『国際政治』第124号（2000年）、11-26頁。また、ウェントが展開した議論についてネオ・リアリズムやネオ・リベラリズムとの関係から論じた邦文文献として、以下も参照。信夫隆司『国際政治理論の系譜』。

- 30) 先行研究による当該指摘として、たとえば以下を参照。Jeffrey T. Checkel, “The Constructivist Turn In International Relations Theory”, p.341. 渡邊智明「研究諸事例におけるコンストラクティビズム」、349-351頁。
- 31) Martha Finnemore, *International Interests in International Society* (Ithaca and London: Cornell University Press, 1996), pp.24-25.
- 32) *Ibid.*, p.5.; Jeffrey T. Checkel “The Constructivist Turn In International Relations Theory”, pp.330-332.
- 33) *Ibid.*, p.332.
- 34) *Ibid.*, pp.332, 342-347.
- 35) Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, “International Norm Dynamics and Political Change,” *International Organization* 52:4 (1998), p.892., quoting Jon Gerard Ruggie, “What Makes the World Hang Together? Neo-utilitarianism and the Social Constructivist Challenge,” *International Organizations* 52:4 (1998), pp.855-885.; Peter J. Katzenstein, “Introduction: Alternative Perspectives on National Security,” in Peter J. Katzenstein (ed.), *The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics* (New York: Columbia University Press, 1996), pp.1-32.; Audie Klotz, “Norms Reconstituting Interests: Global Racial Equality and U.S. Sanction Against South Africa,” *International Organization* 49:4 (1995), pp.461-462.
- 36) こうした「規範のライフサイクル」については、以下を参照して議論している。Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, “International Norm Dynamics and Political Change”, pp.895-905.
- 37) Anne Mette Kjær, *Governance* (Cambridge and Malden, MA: Polity Press, 2004), chapter 3. 本文で後述するように、本項では「グローバル」ガバナンスについては論じず、あくまでガバナンスと国際機構の関係のみ敷衍する。

- 「グローバル」なガバナンスについて論じているものとして、以下に所収の各論文を参照。日本国際政治学会編『国際政治』第137号（2004年）。
- 38) Keohane and Nye, "Introduction," in Joseph Nye and John D. Donahue (eds.), *Governance in a Globalizing World* (Washington D.C.: Brookings Institution Press, 2000), p.38.
- 39) 内田孟男「新たな地球公共秩序構築へ向けて」『国際政治』第137号（2004年）、15-17頁。
- 40) James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel (eds), *Governance without Government: Order and Change in World Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992).
- 41) 国連を例にこのことを示唆したものとして、以下を参照。内田孟男「新たな地球公共秩序構築へ向けて」、25頁（註54）。より、Pierre de Senarclens, "International organizations and the challenges of globalization," *International Social Science Journal* 170 (2001), pp.510-511. を引用。
- 42) たとえば、以下。中村民雄編『EU研究の新地平—前例なき政体への接近』（ミネルヴァ書房、2005年）。
- 43) Ernst B. Haas, *The Uniting of Europe: Political, Social, and Economic forces, 1950-1957* (Stanford, California: Stanford University Press, 1958).
- 44) Stanley Hoffmann, "Obstinate or Obsolete? The Fate of the Nation-State and the Case of Western Europe," *Daedalus* 95: 3 (1966), pp.862-915.
- 45) たとえば、以下。Ernst B. Haas, *Beyond the Nation State: Functionalism and International Organization* (Stanford, California: Stanford University Press, 1964).; Ernst B. Haas and P. C. Schmitter, "Economic and Differential Patterns of Political Integration: Projection About Unity in Latin America," *International Organization* 18:3 (1964), pp.705-738.
- 46) 統合をめぐる新機能主義と政府間主義の論争を描くにあたって、本稿では両者の現実に対する説明能力の差に加えて理論としての緻密さについて指摘したものを参照している。ここでは以下を参照。Ben Rosamond, *Theories of European Integration* (Hampshire and New York: Palgrave, 2000), chapter 3 and 4.
- 47) Ernst B. Haas, *The Obsolescence of Regional of Integration Theory* (Berkeley, California: Institute of International Studies, 1975).

- 48) こうした研究動向の特徴については、たとえば以下で指摘されている。Markus Jachtenfuchs, “The Governance Approach to European Integration,” *Journal of Common Market Studies* 39:2 (2001), p.247. 鴨武彦『ヨーロッパ統合』（日本放送出版協会、1992年）、第3章。ちなみに、新機能主義的な議論は単一市場形成後に多く見られるようになるが、それは大理論としてのそれではなく中範囲の理論としての新機能主義として展開されている。Wayne Sandholtz and Alec Stone Sweet (eds.), *European Integration and Supranational Governance* (Oxford: Oxford University Press, 1998). 新しい新機能主義については、以下を参照。Carsten Strøby Jensen, “Neo-functionalism,” in Michelle Cini (ed.), *European Union Politics* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2003), pp.90–91.
- 49) 代表的な指摘として以下を参照。Kenneth Armstrong and Simon Bulmer, *The Governance of the Single European Market* (Manchester: Manchester University Press, 1998). p.7.; Markus Jachtenfuchs, “The Governance Approach to European Integration”, p.247.; Ben Rosamond, *Theories of European Integration*, p.105.
- 50) 彼の議論を代表するものとして以下を参照。Andrew Moravcsik, *The Choice for Europe* (London: UCL Press, 1998).
- 51) 代表的なものとして以下を参照。Wayne Sandholtz and Alec Stone Sweet (eds.), *European Integration and Supranational Governance*.
- 52) アメリカにおける新しい制度主義について俯瞰した文献として、以下を参照。Mark A. Pollack, “The New Institutionalisms and European Integration,” in Antje Wiener and Thomas Diez (eds.), *European Integration Theory* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2004), pp.137–156; Ben Rosamond, *Theories of European Integration*, pp.113–122. また、制度が何を指すかについて、基本的にはHallやNorthの定義を踏襲するものの、各アプローチによって少しずつ相違がある。詳細は以下を参照。Peter Hall, *Governing the Economy: The Politics of State Intervention in Britain and France* (Cambridge: Polity Press, 1986), p.19.; James G. March and Johan P. Olsen, “Institutional perspectives on political institutions,” *Governance* 9:3 (1998), pp.247–264.; idem, “The Institutional Dynamics of International Political Orders,” *International Organization* 52:4 (1998),

- pp.943-969.; John Peterson, "Decision-making in the European Union: towards a framework for analysis," *Journal of European Public Policy* 2:1 (1995), 69-93.; Kathleen Thelen and Sven Steinmo, "Historical institutionalism in comparative politics," in Sven Steinmo, Kathleen Thelen and Frank Longstreth (eds.), *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992), pp. 1-32.
- 53) この点のみが合理的選択制度主義とモラヴチックのリベラル政府間主義の相違だと指摘する研究がある。リベラル政府間主義が基本条約形成という歴史的な政策決定を分析対象にしていること以外、理論家にとって合理的選択制度主義とリベラル政府間主義との大きな差はないというものである。Mark Pollack, "International Relations Theory and European Integration," *Journal of Common Market Studies* 39:2 (2001), pp.232-233.
- 54) Ben Rosamond, *Theories of European Integration*, p.115.
- 55) Joseph Jupille and James A. Caporaso, "Institutionalism and the European Union: Beyond International Relations and Comparative Politics," *Annual Review of Political Science* 2 (1999), pp.431-437.
- 56) Simon Bulmer, "New institutionalism and the governance of the Single European Market," *Journal of European Public Policy* 5:3 (1998), pp.370 and 375-376. 歴史的制度主義に関する主要文献の一部として、以下を参照。James P. March and Johan P. Olsen, "The new institutionalism: organizational factors in political life," *American Political Science Review* 78 (1984), pp.734-749.; Paul Pierson, "The Path to European Integration: A Historical Institutional Analysis," *Comparative Political Studies* 29:2 (1996), pp.123-163.; Sven Steinmo, Kathleen Thelen and Frank Longstreth (eds.), *Structuring Politics*.
- 57) Mark Aspinwall and Gerald Schneider, "Institutional Research on the European Union: Mapping the Field," in Gerald Schneider and Mark Aspinwall (eds.), *The Rules of Integration: Institutional Approaches to the Study of Europe* (Manchester and New York: Manchester University Press, 2001), p.10. 制度へのロック・イン (lock-in) 効果や増加するリターン、意図せざる効果 (結果) など、歴史的制度主義の重要な概念についての詳細

- は、以下の文献を参照。Paul Pierson, “The Path to European Integration”, pp.123–163; Kathleen Thelen and Sven Steinmo, “Historical institutionalism in comparative politics”, pp. 1–32.
- 58) Joseph Jupille and James A. Caporaso, “Institutionalism and the European Union”, pp.431–437.
- 59) Paul Pierson, “The Path to European Integration”, pp.148–149; Mark A. Pollack, “The New Institutionalisms and European Integration”, pp.140–141.
- 60) Paul Pierson, “The Path to European Integration”, p.144.
- 61) 歴史的制度主義と社会学的制度主義を区別しないという理解も存在している。ここでは、両者を区別するHallとTaylorによっている。Peter A. Hall and Rosemary Taylor, “Political Science and the Three New Institutionalisms,” *Political Studies* 44:5 (1996), pp.935–957.
- 62) Joseph Jupille and James A. Caporaso, “Institutionalism and the European Union”, pp.431–437.; Mark A. Pollack, “The New Institutionalisms and European Integration”, p.139.
- 63) *Ibid.*, p.154.
- 64) たとえば、歴史的制度主義に関して、加盟国を拘束することになる制度的なアレンジメントがどこから来るのか（root cause）が理論の外から来ているという指摘として、以下がある。Mark A. Pollack, “New Institutionalisms and European Integration”, pp.154–155.; idem, “The New Institutionalism and EC Governance: The Promise and Limits of Institutional Analysis,” *Governance: An International Journal of Policy and Administration* 9:4 (1996), pp.429–458.
- 65) James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel (eds.), *Governance without Government*.
- 66) たとえば、以下の文献を参照。R. A. W. Rhodes, “The new governance: governing without government,” *Political Studies* 44:3 (1996), pp.652–667.; Helen Wallace, “Contrasting Images of European Governance,” in Beate Kohler-Koch (ed.), *Linking EU and National Governance* (Oxford: Oxford University Press, 2003), pp. 1–9.
- 67) Markus Jachtenfuchs, “The Governance Approach to European

- Integration,” *Journal of Common Market Studies* 39:2 (2001), p.258.
- 68) この意味では、先の項で概観した新制度論的アプローチや後に紹介する政策ネットワーク分析もガバナンスを扱うものと位置づけることができる。このように、より広い意味でガバナンスを使っている研究として、以下を参照。Kenneth Armstrong and Simon Bulmer, *The Governance of the Single European Market* (Manchester: Manchester University Press, 1998), especially p.7. Mark A. Pollack, “The New Institutionalism and EC Governance”, pp.429-458. ガバナンスを広く捉えて中範囲の理論を含めているものとして、以下を参照。Ben Rosamond, “New theories of European Integration,” in Michelle Cini (ed.), *European Union Politics* (New York: Oxford University Press, 2003), pp.110–112.; idem, *Theories of European Integration*, p.106, 109, 126.
- 69) この分野の主要な研究として、以下を参照。Liesbet Hooghe and Gary Marks, *Multi-Level Governance and European Integration* (Lanham: Rowman & Littlefield, 2001).; Gary Marks, Liesbet Hooghe, and Kermit Blank, “European Integration from the 1980s: State-Centric v. Multi-level Governance,” *Journal of Common Market Studies* 34:3 (1996), pp.341–378.; Gary Marks, Fritz W. Scharpf, Philippe C. Schmitter and Woldfang Streeck (eds.), *Governance in the European Union* (London: Sage Publications, 1996).
- 70) Liesbet Hooghe and Gary Marks, *Multi-Level Governance and European Integration*, p.28; Gary Marks, Liesbet Hooghe, and Kermit Blank, “European Integration from the 1980s”, p.346.; Markus Jachtenfuchs and Beate Kohler-Koch, “Governance and Institutional Development,” in Antje Weiner and Thomas Diez (eds.), *European Integration Theory* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2004), p.101.
- 71) たとえば、先に議論したようにモラヴチックは国内政治とEUレベルでの国際交渉という2つのレベルでの交渉を区別して議論している。Liesbet Hooghe and Gary Marks, *Multi-Level Governance and European Integration*, p.78.
- 72) *Ibid.*, p.3.
- 73) Gary Marks, Liesbet Hooghe, and Kermit Blank, “European Integration

- from the 1980s”, p.346.
- 74) Markus Jachtenfuchs and Beate Kohler-Koch, “Governance and Institutional Development”, p.114.
- 75) Liesbet Hooghe and Gary Marks, *Multi-Level Governance and European Integration*, pp.90–91.
- 76) Ben Rosamond, *Theories of European Integration*, pp.105–113; John Peterson, “Policy Networks,” in Antje Wiener and Thomas Diez (eds.), *European Integration Theory*, pp.123–126.
- 77) Ben Rosamond, *Theories of European Integration*, p.129.
- 78) 政策ネットワーク分析の展開について扱った論文の一例として、以下を参照。David Marsh (ed.), *Comparing Policy Networks* (Buckingham: Open University Press, 1998); Mark Thatcher, “The Development of Policy Network Analyses,” *Journal of Theoretical Politics* 10:4 (1998), pp.389–416. このアプローチにも様々なバリエーションが存在しており、たとえばネットワークの定義についてもいくつかのバージョンが存在することはここに敷衍しておく。
- 79) John Peterson, “Policy Networks”, pp.122–123. また、政策ネットワーク概念の起源と発展について、アメリカ、イギリス、欧州については以下が詳しい。David Marsh (ed.), *Comparing Policy Networks*.
- 80) この点を主張した文献として、以下を参照。John Peterson, “Decision-making in the European Union: towards a framework for analysis,” *Journal of European Public Policy* 2:1 (1995), 69–93; Jeremy Richardson (ed.), *European Union: Power and Policy-Making* (London: Routledge, 1996).
- 81) R. A. W. Rhodes, *Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity and Accountability* (Buckingham: Open University Press, 1997), p.37.
- 82) John Peterson, “Policy Networks”, p.118.
- 83) *Ibid.*, p.123.
- 84) 代表的な指摘はKassimによるものである。Hussein Kassim, “Policy Networks, Networks and European Union Policy Making: a Skeptical View,” *West European Politics* 17:4 (1993), pp.15–27.
- 85) John Peterson, “Decision-making in the European Union”, pp.69–93.

- 86) EUへのコンストラクティビズムの適用については、*Journal of European Public Policy*誌の6巻4号（1999年）で特集として扱われている。この号に掲載された論文と翌5号に掲載された追加の論考とをあわせて、その後 Thomas Christiansen, Knud Erik Jørgensen and Antje Wiener (eds.), *The Social Construction of Europe* (London; Thousand Oaks: Sage Publications, 2001). が出版されている。
- 87) 一例として、以下を参照。Jeffrey Checkel, “Social construction and integration,” *Journal of European Public Policy* 6:4 (1999), p.545; Thomas Risse, “Social Constructivism and European Integration”, in Antje Weiner and Thomas Diez (eds.), *European Integration Theory* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2004), p.162.; Mark A. Pollack, “International Relations Theory and European Integration,” *Journal of Common Market Studies* 39:2 (2001), p.234.
- 88) Thomas Christiansen, Knud Erik Jørgensen and Antje Wiener, “The social construction of Europe,” *Journal of European Public Policy* 6:4 Special Issue (1999), p.537.
- 89) Ben Rosamond, “Discourses of globalization and the social construction of European Identities,” *Journal of European Public Policy* 6:4 Special Issue (1999), pp.652 – 668.
- 90) Jeffrey T. Checkel, “Social construction and Integration,” *Journal of European Public Policy* 6:4 Special Issue (1999), pp.545 – 560.
- 91) これはカッツェンスタイン (Katzenstein) の定義による。Peter J. Katzenstein, “Introduction: Alternative Perspectives on National Security”, pp. 1 – 32.
- 92) Ben Rosamond, “Discourses of globalization and the social construction of European Identities”, pp.652 – 668.
- 93) かような状況を指摘した最近の論文として、以下を参照。Amy Verdun, “An American/European divide in European Integration studies: bridging the gap with international political economy,” *Journal of European Public Policy* 10:1 (2003), pp.85 – 88.
- 94) *Ibid.*, pp.88 – 92. また国際政治経済学の概要については、以下が端的に論じている。Peter J. Katzenstein, Robert O. Keohane and Stephen D. Krasner,

- “International Organization and the Study of World Politics”, pp.645 – 685.
- 95) 通商分野における研究として、以下を参照。Michael Smith, “The EU as an International Actor,” in J. Richardson (ed.), *European Union: Power and Policy-Making* (London: Routledge, 2001), pp.283 – 301.; 安全保障など外交一般に関しては、以下。Christopher Hill, “The Capability-Expectation Gap, or Conceptualizing Europe’s International Role,” in Simon Bulmer and Andrew Scott (eds.), *Economic and Political Integration in Europe: Internal Dynamics and Global Context* (Oxford: Blackwell, 1994), pp.103 – 126.
- 96) Ben Rosamond, *Theories of European Integration*, p.175.
- 97) ヒルは、他のユニットと区別が可能であること、ユニットが独自の法を作る自律性があること、法人格や外交スタッフなど国際レベルで行動するための構造的な前提条件をもっていることが「Actorness」に関わるとする。Christopher Hill, “The Capability-Expectation Gap, or Conceptualizing Europe’s International Role”, p.107.
- 98) Ben Rosamond, “New theories of European integration”, pp.124 – 125.
- 99) 国際、EU、加盟国国内レベルへの注目を統合するモデルの必要性をうたった研究のひとつとして、以下。Stephen George, “The European Union: Approaches from international relations,” in Hussein Kassim and Anand Menon (eds.), *The European Union and National Industrial Policy* (London: Routledge, 1996), pp.11 – 25.
- 100) Amy Verdun, “An American/European divide in European Integration studies”, pp.93 – 96.

Keio Jean Monnet Workshop for EU Studies

Note on EU Law and Governance

Theories of International Relations and International Organizations

INOUE Jun

Today, our empirical studies of international organizations become relevant, as we can find many facts that international organizations define their goals, make policies, and exercise influence on the member states for implementing their policies. After gathering empirical findings, how can we conceptualize them? This essay surveys International Relations (IR) Theories to be applied for international organizations.

Many of the IR Theories are state-centric, as they are developed systematically when international organizations did not work well. This led international organizations to be treated as anomalies in existing theories and to be studied in relation to nation-states. If we need a theory/approach for international organizations, we have to accumulate and arrange empirical knowledge of international organizations so that theorists can be persuaded to give up state-centric approaches and can easily conceptualize the new findings.

When we focus on the European Union (EU) as an example of regional international organizations, we can understand that the EU have not arisen interests of theory-oriented scholars for a long time until the plan for the internal market integration was launched in the mid-1980s. Confronted with dynamic change in the EU, theory-oriented scholars tried to obtain generalizable observations from the EU by using middle-range theories such as new institutionalisms and governance approaches. However, there had a great

divide between theoretical-oriented studies and empirical-oriented ones. Recently, some scholars give us a suggestion to use theories/concepts of International Political Economy (IPE) that enable us to handle non-state actors and different levels of analysis.

The findings above tell us that existing theories cannot conceptualize international organizations for now. Theoretical-oriented studies need to consider whether and how to overcome state-centric versions of theories. For that purpose, we need close investigations into what and why international organizations and other non-state actors behave in each policy issue so that we can understand them as they are. We also need close investigations into what states prefer and behave on that issue so that we can conceptualize the role and limit (i.e., capabilities) of international organizations and non-state actors by comparing them with states.